

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針

平成29年11月8日
学 長 裁 定

「国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」第4条第2項の規定に基づき、不正防止対策の基本方針を次のとおり定める。

- 1 不正防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表する。
- 2 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図る。
- 3 不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な管理・運営を行う。
- 5 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 6 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。